

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】令和5年10月3日(2023.10.3)

【公開番号】特開2023-120372(P2023-120372A)

【公開日】令和5年8月29日(2023.8.29)

【年通号数】公開公報(特許)2023-162

【出願番号】特願2023-102502(P2023-102502)

【国際特許分類】

G 06 Q 50/10(2012.01)

10

【F I】

G 06 Q 50/10

【手続補正書】

【提出日】令和5年9月25日(2023.9.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

情報処理システムであって、

前記情報処理システムが、

提示ステップでは、ユーザによるゲーム内の課金に対する決済を行う決済手段を当該ゲームの画面において提示させ、前記決済手段には、請求元が異なる第1決済手段および第2決済手段が含まれ、

処理ステップでは、前記決済がされた課金対象に関するゲーム処理を実行し、前記第1決済手段による決済が行われた場合、前記第2決済手段による決済が行われた場合とは異なるゲーム処理を実行し、

前記ゲームは、複数のアプリケーションが提供される共通のプラットフォームにより提供され、

前記第1決済手段の請求元は、前記プラットフォームの提供者とは異なり、
前記第2決済手段の請求元は、前記プラットフォームの提供者であり、

前記課金が前記第1決済手段により実行された場合における、前記第1決済手段による決済に応じて前記第1決済手段の請求元に支払われる手数料は、前記課金が前記第2決済手段により実行された場合における、前記第2決済手段による決済に応じて前記第2決済手段の請求元に支払われる手数料よりも、低額である、情報処理システム。

【請求項2】

請求項1に記載の情報処理システムにおいて、

前記第1決済手段の請求元は、前記ゲームの提供者である、

情報処理システム。

40

【請求項3】

請求項2に記載の情報処理システムにおいて、

前記課金が前記第1決済手段により実行された場合、前記手数料が差し引かれることがなく、
前記課金の決済に対応する金額が前記ゲームの提供者に支払われ、

前記課金が前記第2決済手段により実行された場合、前記課金の決済に対応する金額から前記手数料が差し引かれた金額が前記ゲームの提供者に支払われる、

情報処理システム。

【請求項4】

50

請求項 1 ~ 請求項 3 のいずれか 1 つに記載の情報処理システムにおいて、前記ゲーム処理は、前記課金対象を前記ユーザに付与する第 1 処理と、前記課金対象を使用してゲームを進行させる第 2 処理を含み、

前記処理ステップでは、前記第 1 決済手段による決済が行われた場合、前記第 2 決済手段による決済が行われた場合に比べて、前記第 1 処理または前記第 2 処理の対価または結果を優遇する、

情報処理システム。

【請求項 5】

請求項 4 に記載の情報処理システムにおいて、

提示ステップでは、前記第 1 決済手段による決済を推奨する推奨情報を前記画面に提示する、 10

情報処理システム。

【請求項 6】

情報処理装置であって、

請求項 1 ~ 請求項 5 の何れか 1 つに記載の情報処理システムの各ステップを実行するよう構成される、情報処理装置。

【請求項 7】

プログラムであって、

コンピュータに、請求項 1 ~ 請求項 5 の何れか 1 つに記載の情報処理システムの各ステップを実行させる、プログラム。

20

30

40

50